

令和三年十一月十二日付け奈良県公報第二百五十七号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県高田土木事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和四年五月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- | | |
|---------|--|
| 一 測量の目的 | 公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量及び二級水準測量観測） |
| 二 測量の地域 | 御所市檜原ほか |
| 三 測量の期間 | 変更前 令和三年十一月一日から令和四年一月三十一日まで
変更後 令和三年十一月一日から令和四年三月二十五日まで |